

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2020年4月3日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 212	(4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及びその設備の基準を定める規則及び(17)同規則の解釈に対する御意見への考え方(案)(抄)(表紙、79～80頁)	平成25年5月24日	原子力規制委員会	原子炉施設基準検討チーム第22回会合の資料2の内容。	乙167に、80頁を加えたものである。